三重県桑名市源十郎新田事案について

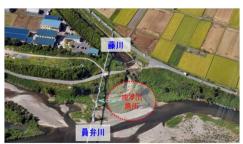
事案の概要

事案の経緯

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、平成22年10月に当該箇所の地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが判明した。なお、原因者は現在調査中である。

•支障等

汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止している他、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を 生じるおそれがある。



<汚染概要> 汚染物等量:約6.6万m³ 汚染面積:約1.5万m²

行政対応•責任追及

•行政対応

第1次検証(平成24年答申)では、①不法投棄の情報提供に対する詳細調査等の未実施②速やかな原因者調査の未実施等の指摘があり、①事案の進捗管理と幅広い情報収集②職員の自己研鑽等を行ってきた。当該取組は第2次検証(平成28年答申)において概ね妥当と評価されたところあり、引き続きこれらの再発防止策に取り組むこととする。

・今後行おうとする措置

関係者に対し聴取調査等を実施しているが、原因者の特定には至っていない。今後、原因者が判明すれば措置命令を発出する等、責任追及を行う。

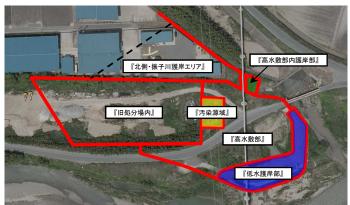
平成31年3月現在

事業主体:三重県

対策工の概要

・汚染拡散防止及び河川近傍区域の汚染除去対策(①) <u>鋼矢板により</u>汚染区域を囲い込み、<u>汚染の拡散を防止</u> した後、<u>PCB高濃度箇所の汚染源域等を掘削除去する</u>。 また、各エリアで油回収等の汚染除去対策を実施し、

併せてモニタリングを行う。



旧処分場内の汚染除去対策(②)

「PCB高濃度範囲の掘削+熱処理によるVOC等対策 +覆土等による拡散防止措置」による対策を実施し、 併せてモニタリングを行う。

スケジュール・費用



総事業費:平成25年度~平成34年度 約85.5億円